

○別に定める特定小電力無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値を定める件（平成十八年総務省告示第六百五十九号）の一部を改正する告示案
 新旧対照表 （傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
<p>無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）別表第二号第28の規定に基づき、別に定める特定小電力無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値を次のように定める。</p> <p>なお、平成元年郵政省告示第五十一号（別に定める特定小電力無線局の送信装置及び占有周波数帯幅の許容値を定める件）は、廃止する。</p> <p>次の表の左欄に掲げる周波数帯の電波を使用する特定小電力無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、それぞれ同表の右欄のとおりとする。</p>		<p>無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）別表第二号第28の規定に基づき、別に定める特定小電力無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値を次のように定める。</p> <p>なお、平成元年郵政省告示第五十一号（別に定める特定小電力無線局の送信装置及び占有周波数帯幅の許容値を定める件）は、廃止する。</p> <p>（同上）</p>	
周波数帯	占有周波数帯幅の許容値	周波数帯	占有周波数帯幅の許容値
一～十（略）	（略）	一～十（同上）	（同上）
<p><u>十一 915.7MHz を超え 928.1MHz 以下の周波数の電波を使用する無線設備</u></p>		<p><u>十一 950.8MHz を超え 957.6MHz 以下の周波数の電波を使用するテレメータ用、テレコントロール用及びデータ伝送用の無線設備</u></p>	
<p><u>1 告示第42号第1項第4号（一）及び第10項第2号（一）アのもの</u></p>	<u>200kHz</u>	<p><u>1 告示第42号第1項第3号の2（一）のもの</u></p>	<u>200kHz</u>
<p><u>2 告示第42号第1項第4号（二）及び第10項第2号（一）イのもの</u></p>	<u>400kHz</u>	<p><u>2 告示第42号第1項第3号の2（二）のもの</u></p>	<u>400kHz</u>
<p><u>3 告示第42号第1項第4号（三）及び第10項第2号（一）ウのもの</u></p>	<u>600kHz</u>	<p><u>3 告示第42号第1項第3号の2（三）のもの</u></p>	<u>600kHz</u>
<p><u>4 告示第42号第1項第4号（四）及び第10項第2号（一）エのもの</u></p>	<u>800kHz</u>	<p><u>4 告示第42号第1項第3号の2（四）のもの</u></p>	<u>800kHz</u>
<p><u>5 告示第42号第1項第4号（五）及び第10項第2号（一）オのもの</u></p>	<u>1,000kHz</u>	<p><u>5 告示第42号第1項第3号の2（五）</u></p>	<u>1,000kHz</u>

<p><u>十二 928.1MHz を超え 929.7MHz 以下の周波数の電波を使用する無線設備</u></p> <p><u>1 告示第 42 号第 1 項第 4 号 (一) のもの</u></p> <p><u>2 告示第 42 号第 1 項第 4 号 (二) のもの</u></p> <p><u>3 告示第 42 号第 1 項第 4 号 (三) のもの</u></p> <p><u>4 告示第 42 号第 1 項第 4 号 (四) のもの</u></p> <p><u>5 告示第 42 号第 1 項第 4 号 (五) のもの</u></p>	<p><u>100kHz</u></p> <p><u>200kHz</u></p> <p><u>300kHz</u></p> <p><u>400kHz</u></p> <p><u>500kHz</u></p>	<p><u>十二 952MHz を超え 957.6MHz 以下の周波数の電波を使用する移動体識別用の無線設備</u></p>	<p><u>200kHz</u></p> <p><u>(n は、一の無線チャネルとして同時に使用する単位チャネル (設備規則第 49 条の 14 第 5 号ハに規定するものをいう。) の数で 1、2、3、4 又は 5 とする。)</u></p>
<p>十三～十八 (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>十三～十八 (同上)</p>	<p>(同上)</p>